

1. 信濃川沿岸地区の良好な景観形成、その計画等の見直しについて
2. 旧統一教会問題が明らかにした被害への対応について
3. 新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う学校現場の対応について

1. 信濃川沿岸地区の良好な景観形成、その計画等の見直しについて  
(1) この案件に関する審議会の役割と位置づけについて

私はこの問題に大きな関心を持ち、新潟市景観審議会の傍聴を重ねてきました。先月2月2日の第33回景観審議会は今までの議論をまとめる大切な会となりました。その中で市外にお住いの委員が「萬代橋をはじめ信濃川沿岸の景観は、もう新潟市だけのものではない、新潟県、県民揃って考えないといけない」と話され、その通りだと改めて気づかされました。

2007年策定の「新潟市景観計画」には信濃川本線大橋下流沿岸地区について「本市を代表する景観のひとつとして、将来にわたって市民共有の資産として景観形成を図るべき地区」とし萬代橋周辺の建物の高さを50m以下とすることにしました。

以後15年に渡って高さ制限について検討され、特に、2021年9月に「都市再生緊急整備地域」の指定を受けてからは、審議会はそれまでの年1回から半年に1回と、5回に渡って議論を加速させ、「信濃川沿岸地区」と「都市再生緊急整備地域」が重複するエリアの、「開発と景観」その両立について突っ込んだ議論が行われてきました。

私は、高さ規制の見直しに反対の立場から、過去2回にわたって質問を行い、河川空間は地域の風土と文化を形成する重要な要素であり、萬代橋周辺の景観は新潟特有の財産と考え、拙速に結論を出すのではなく、多様な意見を聞いて合意形成を図ってほしいと述べてきました。

2月2日の景観審議会では約3時間にわたる議論の末、萬代橋周辺について、現在の高さ50mを「75mから100mに緩和する」という案でパブリックコメントの実施が決まり、本日3月8日から30日間の意見募集が始まりました。こうした段階に至りましたが、私にはどうしてもぬぐい切れない疑問があり、市長に3点質問いたします。

- 1 点目として、この案件に関する審議会の役割と位置づけについてです。

審議会は 2021 年から、特に高さ制限について議論を進めてきました。結論を出す重要な審議会の前である昨年 12 月定例会において、市長は「私としては、信濃川沿岸地域のうち、万代橋周辺や万代島が含まれる都市再生緊急整備地域と重複するエリアについて、高さ制限の見直しが必要と考えている」とご自身の考えを述べています。

景観審議会の所管事項は HP によると「景観計画の策定、その他景観形成に関する市長の諮問に対し、必要な事項を調査審議する」とあります。

市長は先の志田議員の代表質問に対し、「審議会の意見を尊重する」と答えていますが、12 月の段階で「高さ制限の見直しが必要」と議会で明言することは、審議会の役割、時間をかけ積み上げてきた議論を軽視するものと考えます。審議会の役割と位置づけについてお聞きします。

## ■市長

石附幸子議員の質問にお答えします。

新潟市景観審議会は、新潟市附属機関条例に基づき設置されており、新潟市景観計画の変更など、景観の形成に関して必要な事項を調査・審議する役割があります。

信濃川沿岸地区の高さ規制のあり方については、様々なご意見があることから、市民アンケートを実施するとともに、景観審議会においても議論を重ねたなか、先月 2 日の審議会において「良好な景観の形成と質の高い開発が両立できる計画に限って、萬代橋周辺については高さ 75メートルから 100メートルを目安とする」とのご意見がまとまりました。私としては、この景観審議会のご意見を尊重し、景観計画などの見直しを進めていきたいと考えています。

## 【再質問】

今の市長の答弁は、2月2日の第33回の審議会の議論を尊重するということですが、私の質問は、意見が拮抗している12月の段階において、市長がそう発言されることは、委員に少なからず影響を及ぼしたと思うんですね。私は12月の段階のことを聞いています。審議会の結論がまだ出ない前に、そのように市長が景観の見直しについて発言されているということは、審議会の結論を誘導するという意図があるのではないかと疑われても仕方がないと。熟議を進めている段階で、12月の段階で、議場の場で、私は言うてはならないことだったというように思うんです。もう一度お答えください。

## ■市長

先程議員のほうからも話がありましたように、この審議会においては多様な意見があったということで最終的に合意が図られたというように認識しております。景観審議会からのご意見を尊重し、引き続き景観計画などの見直しの検討を進めてまいりたいと考えております。

### 【再質問】

私が質問したのは、12月議会において、市長は「私としては、信濃川沿岸地区のうち、その萬代橋が含まれる部分に、高さの制限の見直しが必要である」と考えを述べているんですね。まだ意見が決まっていない、審議途中である、そして、50メートル以下のほうがいいと、あるいは50メートルを超えたほうがいいという意見が正に拮抗しているときに、市長がその発言をするということは、審議会の意見、審議会を私は尊重していないという質問です。

## ■市長

繰り返しになって恐縮でありますけれども、先程申し上げましたように、審議会では、議員のお話ですと活発な、また、多様な意見があったということでもありますので、審議会の中で真摯に議論がなされ、合意が図られたというように考えております。私が発言した内容について、その審議会に大きな影響があったというようには認識しておりません。

### 【再質問】

市長はご自分の立場をご存じでしょうか。市長の発言というのは、私たちが発言するのと違って、大きい方向、市長の考えを示すということですので、その委員たちに少なからず影響を及ぼしているという、それだけ立場として重要であるということなんですね。ですから、私としては、12月段階で、今のようなことを言うてくださるならばよく分かりますが、高さ制限の見直しありきというような発言については、それは違ったということによろしいのでしょうか。

## ■市長

繰り返しになりますけれども、私は質問で問われて、個人的な見解を一言述べさせていただきましたけれども、それが景観審議会に大きな影響を与えたというようには認識しておりません。

市長はそうおっしゃいますけれども、先程も述べましたが、市長には大きな権限があるので、自分の考えを述べるということは、その方向性を安に示すという、影響を与えるというように私は認識しています。

しかし、市長はそうではないと。審議会の意見を尊重するというお立場でいらっしゃるということによろしいですね。

---

(2) 国土交通省策定「河川景観ガイドライン」に基づく「75m から 100m」の緩和の高さの萬代橋周辺への適用について

次に、(2) 国交省策定の「河川景観ガイドライン」についてお聞きします。このガイドラインは、「全国それぞれにふさわしい河川景観の形成や保全を図ること」を目的に国が示したものです。

31 回審議会ではこの国のガイドラインの考え方を基本に、緩和を 1.5 倍の 75m、2 倍の 100m、3 倍の 150m 以上を示しましたが、朱鷺メッセの 140m より高い 150m はありえない、上限を設けるべき等意見が出され、33 回審議会では、修正されて、上限を 75m、75m からガイドラインの斜線に沿った 100m、87.5m、100m と 4 つの案を示しました。

私は、幾度も議論を重ね「高さ 50m 規制」にした新潟市景観条例を尊重すべきで、国のガイドラインを今回の案件に適用するのはおかしいと思っています。そのことを述べた上で、「75m から 100m」の高さの萬代橋周辺への適用についてお聞きします。

#### ■市長

広い川幅による信濃川沿岸地区の開放的な空間は、新潟らしい景観の 1 つであり、景観計画の方針では「開放感のある景観づくりを進める」と定めています。これを踏まえ、萬代橋周辺の高さの見直しについては、国土交通省が策定した「河川景観ガイドライン」定める「卓超した開放感を感じる高さ」をひとつの考え方として、景観審議会に提案し、検討していただきました。

その結果、景観審議会におきまして高さ 50メートルを超える場合の高さの目安を「75メートルから100メートルとする」とのご意見がまとまったものと認識しています。

#### 【再質問】

パブリックコメント案は決まりましたが、改めて50m規制の意味を考えてみます。市長は先の志田議員の代表質問で「にいがた2キロの中心に位置する萬代橋、広い川幅と緩やかな勾配の堤防、緑豊かで開放的な空間である信濃川は、みなとまち新潟を象徴している」と答えています。このみどり豊かで開放的な空間は、新潟市独自の50m規制を敷いてきたから可能になった風景です。再質問ですが、国の基準ではなく、にいがたオリジナルの基準があったから守られたということについて、市長はどのように考えますか。

#### ■市長

高さの制限については、さまざまなご意見があると思いますが、国土交通省が策定しました河川景観ガイドラインを高さの一つの考え方として、さまざまな視点から検討していただき、景観審議会においてご意見がまとまったと認識しています。

#### 【再質問】

私は、50メートル規制、新潟市のオリジナルな50メートル規制があったから今この景観が守られているという立場です。私は高いビルが建つことを押しなべて反対しているわけではありません。駅周辺の開発、旧三越跡の開発には期待するものですが、信濃川からたった100mの幅に、高さ100mのビルを建てることはないと思うのです。例えば、105メートルのメディアシップは景観計画に則り、幅100mを超えたところ建っていて、手前のビルとスカイラインの斜線を描き、川沿いの開放感を保っています。そのような開発は望ましいものです。

以前も触れましたが、仙台市では、中心部でビルやマンションなどを建設する際、高さ制限を緩和する代わりに「空地」の景観形成に乗り出しましたが、広瀬川周辺は広瀬川の清流を守る条例により緩和措置は適用外となっています。市長に改めてお聞きしますが、本市も新潟オリジナルの基準を使った、新潟らしさを失ってはならないと思いますがいかがでしょうか

#### ■市長

萬代橋周辺において、解放感のある景観づくりを進めるため、その指標が示されております河川景観ガイドラインを一つの考え方として、景観審議会に提案し、ご意見がまとまったものであると考えております。

---

(3) 信濃川の開放感や萬代橋の美しさを生かした優れたデザインとなるため、どのような仕組みを考えているのか

今まで私の強い懸念を伝えてきましたが、私は審議会の皆さんが議論を深めパブリック案をまとめ上げた熱意には敬意を表するものです。

「高さ50メートル規制は将来の新潟に残しておかなければならない大切な基準である」との基本的な考え方を残し、

「特に良好な景観形成に寄与できる計画については、高さ規制を緩和する」ことになりました。今後、信濃川の開放感や萬代橋の美しさを生かした優れたデザインとするため、どのような仕組みを考えているのかお聞かせください。

#### ■市長

高さ50メートルを超える建物の事前協議については、施設の設計内容が決定する前の「構想段階」と、設計がある程度進んだ「設計段階」の2段階において、新潟市景観アドバイザーや、景観審議委員などの専門家と建築主、本市の3者で計画内容について協議する場を設けるとともに、景観審議会においてもご審議をいただき、個別審査制度を新たに導入したいと考えています。

この制度により、信濃川の開放感や萬代橋の美しさと調和した優れたデザインと、緑と賑わいにあふれる、魅力的な都市空間が形成されるよう取り組んでいきたいと考えています。

#### 【再質問】

審議会の提案を受け、景観アドバイザーなどの専門家を交えた協議の場を構想段階と設計段階の2回に設定したことは重要であると思います。

ただ、事前審査とは言え、すでに動き出した設計が景観アドバイザーの意見によってどれほど変更が可能か、大変難しいものと考えます。

再質問ですが、萬代橋と調和しない、周辺の建築物の高さを考慮しないなど、折り合わない場合はどのようなようになるのでしょうか。

#### ■市長

個別審査において協議がまとまらないという場合には、高さ50メートル以下での検討も含め、建築主が計画内容を再検討する流れとなるよう、制度を検討しています。

### 【再質問】

事前審査には、新潟市景観アドバイザーの人選が大事なカギになってきます。再質問ですが、従来の建築物と違い、規制を緩和し積極的に良好な景観を作るのですから、より専門的かつ多角的な視点を持った人材が必要となってくるはずで、人選はどのように行っていくのでしょうか。

### ■市長

事前協議における専門家につきましては、新潟市景観アドバイザーの他、新潟市景観審議委員といった専門家などからも加わっていただくことを考えております。

一旦建てられた建築物はこれから60年、70年、萬代橋がそうであるように100年を超えて、萬代橋周辺の景観となっていきます。今回の見直しは、民間事業者にとっても本市にとっても実にチャレンジなことです。民間事業者、行政、そして専門家の協議がどのような形をとれば、後世に誇る、萬代橋と調和した新潟らしい建物が建つのか、担当する方々には、ぜひ過去33回の審議会の議論を踏まえて、新たなチャレンジをしていただきたいというように思っています。市民にとっても関心の高い課題です。今後も注目していきます。

---

## 2. 旧統一教会問題が明らかにした被害への対応について

安倍元首相襲撃事件は奇しくも「旧統一教会」問題を公にしました。

12月議会でも触れましたが、政治家との癒着、政治や政策への介入、特に、旧統一教会をはじめとする宗教右派が日本のジェンダーやセクシュアリティ、人権問題に与えた影響が指摘されました。

未だ、選択的夫婦別姓制度や同性婚が認められず、LGBT差別禁止法が成立しないなど、伝統的家族観に縛られ、多様性や人権課題の解決においては国際的スタンダードからかけ離れています。このことは一昨日の風間議員も指摘して

いるものです。

今回は別の視点から質問します。

まず 1 点目は、旧統一教会問題が明らかにした靈感商法等の悪質商法による被害です。銃撃を行った山上容疑者は、旧統一教会信者の母親による多額献金によって、家庭が崩壊したと報道され、その後、同様の理由で家庭が困窮したり、崩壊した事例が相次いで報告されました。

悪質な寄付を未然に防止し、被害の拡大を防ぎ、救済につなげるため、12 月 10 日の臨時国会で、「法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律」、いわゆる「被害者救済法」が、世論の高まりを受け、異例とも言えるスピードで成立しました。

抑止効果が期待される半面、「被害者救済には不十分」との指摘もあり、実効性を高める継続的な議論が求められています。

まず、被害者救済法についてお聞きします。

法律制定前、消費者庁は「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」を開き 10 月に提言をまとめました。それに拠ると、いわゆる靈感商法等に関する消費生活相談の件数は近年約 1200 件から 1500 件程度で推移し、旧統一教会関係は過去 5 年は年間 50 件台の推移でしたが、2022 年度は、4 月から 9 月の半年間で 285 件に上っています。

消費者庁は、個別の団体に関する件数等は原則公表していませんが、「旧統一教会」については社会的な公益性から 9 月に公表したものです。

本市において、これまで把握している靈感商法等による消費者相談の実態とその対応をお聞きします。

(1) 被害者救済法(「法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律」)について

ア 本市がこれまで把握している靈感商法等による消費者相談の実態と対応

について

#### ■市民生活部長

開運や占い、信仰・献金にかかる金銭トラブルなどの、いわゆる霊感商法に関する相談は、過去5年の年平均で10件ほどです。対応として、まずは相談者に寄り添った聴き取りや助言を行うとともに、内容に応じて、本市の弁護士相談やこころの健康センター、国によって設立された法的トラブル解決のための法テラスなどを紹介しています。

---

#### イ 法律を受けて本市の相談対応や消費者教育の強化について

「被害者救済法」はこの1月5日に施行されました。イとして、法律を受け、本市の今後の相談対応や消費者教育の強化についてお聞きします。

#### ■市民生活部長

相談員の相談対応能力を高めるために、弁護士を招いて事例を中心とした研修会の開催、独立行政法人国民生活センターへの派遣研修などを行っています。また、消費者がトラブルに巻き込まれないために、悪質商法や契約トラブルを含めた市民向け講座の拡充、デジタル社会に対応した情報発信を行うことにより、消費者教育の強化も図ります。

なお、高齢者などが被害に遭わないようにしていくことが重要であることから、引き続き、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、消費者を取り巻く現状や課題を共有することにより、消費者を取り巻く現状や課題を共有することにより、消費者トラブルの未然防止や早期発見に取り組んでいきます。

---

#### (2) 宗教2世への虐待等にかかわる対応について

質問の2つ目は、宗教2世への虐待等への対応です。

宗教2世とは「特定の信仰・信念をもつ親・家族とその宗教的集団への帰属の下で、その教えの影響を受けて育った世代」とされ、さまざまな虐待を受けることがあります。

先週の「エホバの証人問題支援対策弁護団」の会見では、苛烈なムチうちや輸血拒否は児童虐待とし、国に救済を求めました。

アとして、これまで本人や関係者からの訴えはあったか、その相談対応についてお聞きします。

ア これまで本人や関係者からの訴えはあったか、その場合の相談対応について

#### ■こども未来部長

これまで児童相談所への旧統一教会にかかる相談は寄せられていませんが、他の宗教に関係したのものとして、児童本人が困っている状況を所属する機関が気づいて相談につながったケースがありました。

本事案では、他の児童虐待相談と同様に、児童の心情に寄り添いながら家族に対し問題の改善を促し、児童の置かれる状況が安心安全なものとなるよう関係機関と連携し支援しています。

---

被害者救済法は児童虐待等への対応の不十分さが指摘されています。当事者たちで作る「宗教2世問題ネットワーク」が国会や記者会見で被害の実態を訴え救済や法改正を求めましたが、厚労省は12月27日に「背景に宗教の信仰があったとしても児童の安全を確保するための対応を講ずる必要がある」として、「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A」を通知しました。イとして、その概要についてお聞きします。

イ 「宗教の信仰等に係る児童虐待等への対応に関するQ&A」の概要について

#### ■こども未来部長

このたび示された通知においては、保護者による宗教の信仰などを背景とし、礼拝などで保護者が児童を長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要したり、児童を宗教活動に参加させることを目的として、恐怖をあおるような言葉で脅したり、無視することなどは、その意図に関わらず児童虐待に該当するものとしていきます。

また、児童相談所など児童に係る機関が、宗教の信仰のみを理由として消極的な対応をとることがないよう徹底を求めるとともに、身体的虐待など虐待の4種類を例示して、その支援方策について定めたものです。

#### ウ 児童相談所の今後の具体的な対応と機能強化について

今まで社会からもネグレクトされてきたのですから、しっかり取り組んでいただきたい。ウとして、一義的に対応することになる「児童相談所の今後の具体的な対応と機能強化について」お聞きします。

#### ■こども未来部長

このたびの通知では、児童が宗教等の教義の影響を強く受けている可能性や、保護者の宗教への傾倒度合いなどにより、児童相談所の指導や支援では改善することが困難な可能性も示されていることから、必要な場合には躊躇なく一時保護など児童の安全の確保を最優先とした対応に努めていきます。本通知については、区役所健康福祉課に設置した要保護児童対策地域協議会の関係機関に周知することで、各機関の気づきを高め、早期の適切な支援につなげてい

す。また、児童に対しては子どもの権利についての理解を促し、児童相談所が2月より開設したSNS相談の周知を図りながら児童が気軽に相談できるよう努めていきます。

#### 【再質問】 専門性について

宗教2世の抱える問題を、児童虐待と位置付け、適切な対応を求める今回の通知は画期的なことですが、従来の虐待とは異なり、カルト団体の問題点や「2世」が直面する問題等についての知見を得ることが必要です。再質問ですが、それを担保するための取り組みをお聞きします。

#### ■こども未来部長

宗教への信仰を背景とした児童虐待への対応につきましては、特殊な環境に長期間置かれ、宗教の教義などの影響を受けた児童の心情や生活環境を理解し、心身の回復を慎重に図っていく必要があると考えております。そのため、児童相談所におきましては、児童福祉司が背景の宗教にとらわれることなく、客観的事実を調査し、児童心理司による精神的支配を考慮した心理診断や、一時保護所での生活を通して、児童に及ぼされている影響を観察するなどの専門的なアプローチを医療機関や司法機関などの関係機関と連携しながら実施してまいります。職員にこれらの対応が十分に図られるよう、国の示す研修や専門機関からの助言などを取り入れ、職員ごとの専門性の向上に努めてまいります。

#### 【再質問】 18歳以降の宗教2世が抱える問題への対応について

さて、18歳以降の「2世」が抱える問題は、児童虐待の延長線上にありながら児童福祉の該当ではなく、制度のはざままで救済されないことがあります。たとえ脱会しても回復には長い年月を要すると言われております。この問題への対応はどうあるべきか、児童相談所長としても長く虐待対応に関わってきた小柳こども未来部長はどうお考えですか。

## ■こども未来部長

18歳以降の方への対応につきましては、経済的な自立ですとか、教義に基づいた生活などの影響により人間関係が構築できずに悩まれている方など、その問題は非常に多岐にわたっていると考えております。その支援に対しましては、置かれた環境から抜け出し、信仰の影響から離れた生活を周囲がいかに構築できるかが重要となります。児童相談所では、家庭からの分離を希望される場合には、自立援助ホームなどを紹介し、抱える問題が解決に向かえるよう、関係機関と連携しながら生活を支援してまいります。また、分離を希望されない場合でも、必要な機関へつなぎ、支援のネットワークの構築に努めることとなります。

そうですね。そしてなお、福祉分野などの様々な分野との連携、就労ですとか、住居ですとか、困窮者支援とか、様々なところと今後は連携が必要になってくると思います。次に、教育委員会にお聞きします。

虐待は家という閉ざされた空間で起こるため、見えにくく、子ども自身も虐待を受けていると気が付きにくいものです。まして宗教の名の下では、周りから何も言えない状況にあったと思います。

エとして、12月議会でもこの問題について質問しましたが、今回は「被害者救済法」が成立したこともあり、改めて、「各学校等での教職員への周知・啓発と、子ども自身の気づきの促し」についてお聞きします。

エ 各学校等での教職員への周知・啓発と、子ども自身の気づきの促しについて

## ■こども未来部長

学校では日頃より、子どもの表情や言動の観察、アンケート、教育相談などをもとに、課題を抱える子どもの早期発見や支援などに努めています。

昨年 11 月に文部科学省から学校での教育相談に関して通知があり、これを全市立学校に周知したところです。

教職員やスクールカウンセラーなどが子どもと面談する場合には、相談内容が宗教をはじめヤングケアラー、LGBTQなどに起因する可能性があることを意識し、寄り添いながら事実確認を行うことが重要です。そのような取組を通して、潜在的な悩みを掘り起こし、その原因を子ども自身に気づかせ、救済につなげていきたいと考えています。

ヤングケアラーの問題もそうですが、そのことに言葉が与えられ、認識が進むことで見えてくることがあります。しかし、見えても、学校だけでは解決できない問題です。才として、福祉との連携を見据えた、学校の役割と支援についてお聞きします。

才 福祉との連携を見据えた、学校の役割と支援について

#### ■こども未来部長

先ほど述べましたように、学校は日頃より、課題を抱える子どもの早期発見、早期支援・対応などに努めています。子どもの心のケアを図る必要があると考えられる場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと共にチーム学校として、教育相談に取り組んでいます。

相談内容によっては、法的なトラブルや精神的・心理的な困難、貧困など、子ども自身が声を上げにくいと言った事情もあるため、虐待に該当すると思われる事案を発見した場合には、児童相談所や区役所などの関係機関と緊密に情報共有を図り、対応していくことが重要と考えています。

## 【再質問】

私は幼児教育の現場にいたので、今思えばその子は宗教 2 世だったと思う場面が思い出されます。池田教育次長も中学校の現場で、行事や部活などそうした子どもに出会ってきたのではないのでしょうか。ただ、知識があっても現実になったときに、虐待と思えなかったり、自分だけで抱え込むことも起こりえます。再質問ですが、校内体制や、具体的な連携体制を講じていくうえで、何を一番大切にされるのでしょうか。

## ■教育次長

今ほど石附議員からお話がありましたとおり、子供たちの抱える課題については様々な可能性があるかと思えます。一方で、教職員自体にも限られた知識や自身の経験があります。大切なのは、今社会で起きていることなどをしっかりと広く情報収集するとともに、相談を受ける教員側も含めて、現状や子供たちの可能性等をしっかりと把握した上で、対応については様々な関係機関と連携しながら子供たちを広く情報収集するとともに、教員同士の情報収集並びに共有も大切であると考えます。

宗教 2 世の問題は、新潟市子ども条例第 3 章の「子どもの生活の場における権利保障」に抵触します。条例は、どのような家庭で育とうと「すべての子どもが豊かな子ども期を過ごせることができるまちの実現」を目指しています。ですから、子どもを真ん中にして、しっかりと子どもの人権を守るんだということを、連携するみんなが思っしてほしいと思っています。

教育委員会においてもしっかりと対策を講じていただきたいと思います。

## 3. 新型コロナウイルス感染症 5 類移行に伴う学校現場の対応について

新潟市で新型コロナウイルス感染者が確認されて3年が経ちます。

新型コロナウイルスは8回の大きな流行の波を引き起こし、その都度、私たちの生活に大きな影響を及ぼし続けてきました。学校においては、3年前の突然の一斉休業から児童・生徒、保護者及び学校関係者の生活は一変し、体験したことのない3年間を過ごすことになりました。明日が卒業式という学校もあったことだろうと思います。

気の抜けない、先の見えない感染防止対策、授業・部活・行事すべてが試行錯誤の中、現場の教職員の皆さんの努力に心から敬意を表します。

オミクロン株の感染状況も落ち着き、政府は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを、5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることを決定しました。文科大臣は、「感染拡大の防止と学校教育活動の継続、この両立を図ることで、子どもたちが安全安心な環境の中で、充実した学校生活を送ることができるように、専門家の意見なども聞きながら、しっかりと検討していく」としています。

この機会をとらえ、2つの視点で質問を行います。まずはこの3年間の検証、次に5類移行後の対応についてです。

まず、(1)のAとして学校現場での感染症対策と教育活動の変化についてお聞きします。

(1) この3年間の取り組みを踏まえた現在の状況について

A 学校現場での感染症対策と教育活動の変化

## ■教育次長

新型コロナウイルス感染症に関し、教育委員会では、国が示す衛生管理マニュアルを踏まえ、学校園ガイドラインを作成し、基本的な感染対策や教育活動における留意事項を示すなど、感染拡大防止と子どもたちの学びの保障の観点を

踏まえた対応をお願いしてきました。

学校園の現場においては、感染状況により、密集する運動や近距離での合唱を控え、部活動を休止するなど、感染リスクの高い活動について一部制限を行うこともあったものの、タブレット端末やサーキュレーター、CO2 モニター等も整備するなど安心安全な学習環境の確保に努め、感染対策を徹底しながら創意工夫して教育活動を行ってきました。

【再質問】感染の大きな変化のある中子ども心理的状況やケアについて感染対策を講じた学校生活が日常となりました。

小学 1 年生で入学した子どもたちはそれまでの学校生活の賑わいを体験することはなく 4 年生になり、中学 1 年で入学した子どもたちは行事や部活に高揚する機会もなく卒業です。失われた時間と経験は子どもたちに大きな影響を及ぼしているのではないかと危惧します。

私たち市民ネットにいがたでは、3 年前の 2020 年 4 月 6 日に教育長に「学校再開にあたり児童生徒の心のケアについての要望書」を提出しました。東日本大震災の時に子どもの心のケアにあたった専門家やカウンセラー、人権教育アドバイザーたちと練った内容です。

再質問ですが、子どもたちはどのような状況であっても生き抜く力があるものの、想像以上に精神的な影響を受けているはずで、感染の大きな変化のある中での子どもの心理的状況やケアについてどのように行ってきたのかお聞きします。

## ■教育次長

子どもたちは、この約 3 年間、学校生活や日常生活において、多くの制限を余儀なくされました。これにより、仲間とのつながりの希薄さや学習への不安を感じ、多くのストレスを抱えていたものと思われます。こうした中、心身面にも着目した支援がより必要であると考え、学校園では教育委員会が作成した心

のケアに関する心身のケアハンドブックなどを活用し、適切な対応をしてまいりました。これまで把握しているところでは、重大な事案は生じていないと把握しておりますが、子供たちに与える影響などは、まだ不透明な部分もあることから、今後も子供たちの様子を細やかに見て、寄り添っていきたいと考えております。

【再質問】今、教育次長がおっしゃられた心のケアに関する心身のケアハンドブックは、本市が独自に作られたということで、私は大変評価しています再質問ですが学校ではマスク着用やワクチン接種についてのどのよう子どもたちの不安や、差別偏見の払拭に取り組んできたのかお聞きします。

#### ■教育次長

発達段階に応じた指導を通じて、感染症に起因する心ない言動や行動、そのほかマスクをしない、ワクチン接種を受ける受けないことなどによる差別や偏見は絶対に許されることではないということをガイドラインなどで明記し、学校園においても機会を捉えて繰り返し取り組み、指導してまいりました。

この3年間は、感染対策等の作業の煩雑さ、新しい授業形態、タブレットによる授業、子どもへの気遣いなど、多忙を極めたことと思います。

特に、オミクロン株以後、学校が担った濃厚接触者のリストアップは負担を増幅させたものと推測します。それら負担の軽減策をどのように講じてきたのか、それは現場の教職員にとってどのような効果をもたらしたのかお聞きします。

イ 教職員の負担とその軽減策について お聞きします。

#### ■教育次長

授業など教育活動において密にならない工夫や、消毒、換気といった基本的な感染対策など、教育委員会と学校現場が一体となって多くの取組を行ってきました。

感染禍の初めのころは、消毒作業や毎日の健康観察のほか、やむを得ず登校できない子どもにも課題プリントを届けることもありました。その後、感染者の増加に伴い、学校閉鎖への対応や児童生徒のケアが必要な場面も増えていくなど、学校現場の負担は特に大きかったものと認識しています。

これらを解消するため、教育委員会では、全校にスクールサポートスタッフなどを配置し、消毒作業などの負担軽減を図りました。また、配信専用端末を整備し、欠席した子どももタブレット端末を活用した学習に参加することを可能にしました。そのほか、学級閉鎖の基準の変更や濃厚接触者の特定作業の見直しなど、国の通知や市内の感染状況を踏まえながら、負担軽減策に取り組んできました。

4月から新年度が始まります。先生方にとっては、この3月は、学期末の仕事と並行して、新年度の計画を立てる重要な時期となっています。

5類移行、感染症対策、授業や行事の実施方法はどのように変わるのかお聞きします。

## (2) 5類移行後の対応について

### ア 感染症対策、授業や行事の実施方法はどのように変わるのか

#### ■教育次長

感染症法上の5類への移行により、感染症としては季節性インフルエンザ並みの扱いとなります。現時点では、国から学校園での対応に係る留意事項は示されていませんが、感染症は終息しないこと、今後の感染再拡大への懸念などを

踏まえますと、換気や、手洗いといった手指衛生などの、基本的な感染対策の必要性は変わらないものと考えています。5 類への移行に伴う学校園における感染状況を見極め、これまでに得た知見を活かしながら、感染拡大の防止と教育活動の継続の両立を図っていきます。

【再質問】できるだけ早く 4 月の対応について学校現場に下せないか  
文科省によると、4月1日から5月8日までの間は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、『基本的な感染対策は重要であり、政府は、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行について呼びかけることとする。』としています。当面、本市の感染対策と大きく変わることはないものと考えられます。できるだけ早めに本市の考えを学校現場に伝えることが肝要と思いますが、いかがでしょうか。

#### ■教育次長

繰り返しになりますけれども、国の通知が来て、速やかに新潟市としても判断をして、現場に伝えたいと考えております。

池田教育次長は、現場の声をよく分かっていると思うので、速やかな対応をお願いいたします。

イ マスク着用の考え方の見直しと適切な移行について  
マスク着用の考え方の見直しと適切な移行についてお聞きします。マスクに関しては卒業式を前に文科省から通知が出ていると認識していますが、それによってどのように学校生活が変わっていくのか、同時に、この3年間の生活を一気に変えることは逆に弊害を生む場合もありますので、準備期間や適切な移行が必要と考えますが、いかがでしょうか。

## ■教育次長

マスクの着用については、国が示した考え方を踏まえ、卒業式では、児童生徒及び教職員はマスクを着用せず出席することを基本とすることを、学校園に通知いたしました。

一方、4月1日以降の新学期においては、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」とされており、今後、国から発出される留意事項等を踏まえながら、本市での対策を考えていきます。基礎疾患などの事情により引き続きマスク着用を希望したり、マスク着用が必要な状況もあると想定されます。様々な状況に合わせて適切に対応していきます。

基礎疾患のある人や高齢者と一緒に暮らす子ども、特別なニーズが必要な子ども、親の考えや、自信のなさからマスクを外すことができない子どもなど、多様な背景を持つ子どもたちが安心して移行できるように配慮してください。

### ウ 教育委員会の作成するガイドラインについて

教育委員会としても、文科省の通知を待っている状況と思いますが、先程も申しましたが、できるだけ早期に学校にガイドラインを示し、現場がスムーズに移行できるようにしてください。現場ではこの3年、何もかもが初めてで不安な中、教育委員会がその都度示したガイドラインが教育活動の指針となり、拠り所となったとの声も聞きます。

一方、地域や学校規模、子ども集団の特性など、現場の実態は様々ですので、柔軟に対応できるようにすべきと思います。そのあたりのバランスも含めて、お聞きします。

## ■教育次長

今後見込まれる国の衛生管理マニュアル等の改訂を踏まえ、速やかに、本市のガイドラインを見直し、学校現場がスムーズに対応できるように進めていきます。今後も、保健所や専門家の意見をお聞きしながら、各学校園の感染状況などに合わせて柔軟に対応できるよう配慮していきます。

## エ 現場の声の反映について

最後になりますが、エとして、現場の声の反映についてお聞きします。教育委員会としては学校長などを通し、現場の状況把握を行ってきているとは思いますが、教育長には、コロナ対応の最前線で対応してきた現場の先生方や職員の声をじかに聞き取る機会を持っていただきたいと思います。教職員の不安と頑張りに寄り添った対応、今後の施策へ反映させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

### ■教育次長

これまでも、教育委員会では、校長会のほか、養護教諭の研修会を含む日々のやり取りの中で、学校での諸活動の状況を把握しながら、対策の方向性や考え方を示してきました。今後も校長会などとも意見交換しながら、よりよい学校教育活動が行えるよう学校園を支えていきます。

次々に対応が迫られる状況ではありますが、どの子どもにとっても安心して過ごせる学校生活であることを願って私の質問を終わります。